

福 山 市 營 渡 船

作 業 基 準

# 作 業 基 準

2006年（平成18年）10月1日  
福 山 市

## 目 次

第1章	目 的	.....	1
第2章	作業体制	.....	1
第3章	危険物等の取扱い	.....	1
第4章	乗下船作業	.....	1
第5章	旅客の遵守事項等の周知	.....	2

## 第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、当市の鞆町鞆～仙酔島の航路及び不定期航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第 2 章 作業体制

(作業体制)

第 2 条 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

## 第 3 章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第 3 条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前 2 項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員は前 3 項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

## 第 4 章 乗下船作業

(乗船作業)

第 4 条 旅客の乗船は、乗船準備完了後とする。

- 2 船内作業員は、乗船準備が完了したときは、舷門を開放し旅客の乗船を開始する。
- 3 船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第 5 条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときは、その旨船長に報告し船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(係留中の保安)

第6条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、歩み板の保安に十分留意する。

(下船作業)

第7条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、タラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後は舷門を閉鎖し、船長に報告する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第8条 運航管理者又は運行管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客の待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時および船内においては係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

第10条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるよう努めること。
- (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。
- (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。